

業務指示書

アフリカ地域南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年5月11日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年5月16日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：森林情報管理、森林火災管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/森林情報管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：森林情報管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 森林火災管理】

- 1) 類似業務の経験：森林火災管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月27日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
第3 5. (2) のプロポーザルで提案する機材費、(4) の通訳
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(ZAR1 = 7.3647 円, US\$1 = 113.393 円, EUR1 = 127.140 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月 2日(木) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/森林情報管理
森林火災管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

58.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年6月13日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 アフリカ地域南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/森林情報管理	(32.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 森林火災管理	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

南部アフリカ地域には1億7000万haの森林が存在し、天然林の約62%がミオンボと呼ばれる乾燥林を形成しており、産業用木材のみならず薪炭材、乾季の飼料、非木材林産物の供給源として地域住民の生活・商業利用に大きな価値を有する。しかしながら、1990年から2005年までの間に1,152万haが消失し、現在でも毎年0.6~0.7%の森林が減少し続けている。森林減少の原因として人口増加に伴う薪炭材の過剰採取や農地開拓、鉱工業開発のための森林伐採などが挙げられるが、中でも森林火災により毎年アフリカ全体の8%の森林が被害にあっているとされる。また南部アフリカには、森林が減少しながら復元がほとんど起きていない国も数か国ある。

南部アフリカの国々の多くが、国家予算の制約や森林資源管理能力の不足等の問題を抱えており、森林資源に関する情報の適正な収集と分析の手段を有しない。このため、中央・地方政府が掌握・制御できないまま森林の破壊や土地利用変更、森林資源の不法な収奪・利用・売買が行われており、科学的データの収集・管理に基づく、森林資源の評価・モニタリング結果を基にした関連政策や戦略等の立案・実行・見直しが必要とされている。また、民間企業やコミュニティといった政府以外のステークホルダーを活用した効果的な森林管理の推進が課題とされている。

政策策定への国際的な支援は多くあるものの、同地域内の類似の森林生態系の保全や森林資源の利用・管理を持続可能なものとして成功させるための事例共有ができておらず、具体的な行政活動と結びつける人材育成あるいは組織能力の向上が課題となっている。

このような状況のなか、南部アフリカ諸国15か国が加盟する南部アフリカ開発共同体(SADC: Southern African Development Community)は、①森林の開発・保全・持続的な管理と利用を促進すること、②貧困削減と経済機会創出のために域内の森林製品の取引を推進すること、及び③効果的な自然環境保全を達成し現在と将来世代の利益を守ること、を目的に、2002年に森林議定書を採択している。また、この森林議定書を踏まえ、2010年から2020年を対象とした森林戦略には、①気候変動の緩和・適応、②重要な集水域保全、③エネルギー供給と農村の貧困削減、④参加型森林管理の拡大、⑤森林製品の地域内取引の拡大、⑥国境を跨ぐ森林管理・火災管理への協力、⑦森林の評価及び情報管理、⑧SADCの能力向上、という8つの戦略分野が含まれている。

このような背景の下、SADC事務局は我が国に対し、上述のSADC森林議定書と森林戦略に対する技術協力を要請した。これを受け、2015年6月から5年間を

協力期間として、技術協力プロジェクト「南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト」が開始された。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

SADC 森林議定書・森林戦略、地域および国家レベルの森林関連プログラムの実施に貢献する。

(2) プロジェクト目標

森林保全と持続的な森林資源管理を推進するための SADC 加盟国および SADC 事務局の能力が向上する。

(3) 期待される成果

成果 1. 森林情報システム整備に関する SADC 加盟国の実施能力が向上する。

成果 2. 統合的森林火災管理に関する SADC 加盟国の実施能力が向上する。

成果 3. 参加型森林管理に関する SADC 加盟国の実施能力が向上する。

成果 4. SADC 事務局の上記成果 1～3 を調整する能力が向上する。

(4) 活動の概要

(注：以下の活動については、英語版の PDM (Project Design Matrix) (配布資料) を基に記載している。「サブ活動も含めたプロジェクト活動と文仮訳」については配布資料を参照。なお、活動 1.4 については、2015 年 11 月に行われたプロジェクト合同調整委員会 (JCC) において追加することが合意された。)

成果 1 に係る活動

- 1.1. 加盟国の国家森林情報システムを調和させる。
- 1.2. SADC 地域森林情報システムを開発/改良する。
- 1.3. SADC 地域森林情報を公表する
- 1.4. 森林情報システムに関する加盟国の能力強化を実施する。

成果 2 に係る活動

- 2.1. 原野火災の予知、拡大回避、消火のための国家・地方政府の活動と能力に関連した、利用可能な情報と技術を統合する。
- 2.2. 農村の人々の活動と能力を森林火災管理に統合する。
- 2.3. 総合森林火災管理のための国家及び越境行動計画を開発/改良する。

成果 3 に係る活動

3. 1. 参加型森林管理の優良事例と教訓を共有・学習する。
3. 2. 参加型森林管理の専門家作業部会を活性化する。
3. 3. 参加型森林管理の地域ガイドラインを策定する。

成果 4 に係る活動

4. 1. 上記 3 成果分野における SADC 食糧自然環境局の調整能力が向上する。

(5) 活動対象地域

ボツワナのハポロネ市を拠点とし、SADC 加盟国を主な対象として実施する。

(6) 関係官庁・機関

SADC 事務局・食糧農業自然資源局 (FANR) を直接の C/P 機関とし、SADC 加盟国政府の森林関係部局と共に活動を実施する。

3. 業務の目的

本業務は、2014 年 9 月 26 日に SADC 事務局と合意、署名、交換された合意文書 (R/D) に基づき、「6. 業務の内容」に記載している活動の実施を通して、期待されるアウトプットやプロジェクト目標を達成に貢献することを業務の目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

なお、本業務の主な範囲は「2. プロジェクトの概要」に記載の活動 1. 1、1. 2、1. 4、2. 1、2. 3 に係るものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 長期専門家と協働した活動

本プロジェクトにおいては、長期専門家 3 名（「チーフ・アドバイザー」、「森林管理」及び「業務調整」）が派遣中であることから、十分な連携を図りつつ、プロジェクトの目標達成のために業務を行うこととする。活動内容の詳細及び長期専門家との分担は「6. 業務の内容 (2) 成果ごとの活動」にて後述する。

(2) 活動の拠点

本プロジェクトでは、SADC 事務局のあるボツワナ国ハポロネ市を拠点として活動を実施するが、SADC 加盟 15 カ国を対象としたプロジェクトであることから、

後述の「6. 業務の内容」の通り、これら 15 カ国においても現地活動を実施することが想定される。また、日本やアジア諸国等の他国の知見活用という観点から、南部アフリカ地域以外の国/地域においても、業務を行う可能性があることに留意する。旅費の見積方法については、「第3 業務実施上の条件」「5. 経費の見積について」を参照すること。

(3) SADC 事務局の実施体制

本プロジェクトは、SADC 事務局と JICA の間で実施する初めての技術協力プロジェクトであるため、長期専門家と協働しながら、SADC 事務局および SADC 加盟国の C/P 機関職員と日常的にプロジェクト活動を実施し、先方の理解を促しながら業務を実施するとともに、その過程を通じて能力強化を図ることが重要である。

また、直接の C/P 機関である SADC 事務局 FANR は、局長を含めて 3 名程度の体制であるため、SADC 事務局と方針を摺合せた上で、コンサルタントが SADC 加盟国の C/P 機関職員と、直接やり取りをすることが必要となる場合もある。

(4) 他の JICA 協力案件との連携

本プロジェクトは地域機関である SADC 事務局及び加盟 15 カ国を対象とする広域案件である。JICA では以下の通り SADC 加盟諸国において森林・自然環境分野を含む関連分野の協力を実施していることから、これら協力によって得られた成果や知見を、本プロジェクトを通じて SADC 加盟国内へ還元することにも留意する。なお、これらの案件の具体的な情報については、後述の「第3 業務実施上の条件-4. 参考資料等」に記載の通り。

ア 開発調査型技術協力：ボツワナ、コンゴ民主共和国、モザンビーク、マダガスカル

イ 技術協力プロジェクト：マラウイ

ウ 個別専門家：ボツワナ、マラウイ、モザンビーク、南アフリカ

エ SADC 加盟諸国に関連する広域案件：中部アフリカ森林協議会 (COMIFAC) (コンゴ民主共和国のみが SADC と COMIFAC の双方に加盟)

(5) コンセンサスの積み上げ

SADC では、加盟国のコンセンサスが非常に重要であり、成果ごとに、プロジェクト枠組内で SADC 加盟国からなるステアリングコミティー（以下「SC」）を設置し、主要トピック毎に SC に諮り、合意を得る必要があることに留意する。

SC 運営に関しては、長期専門家の業務となるが、コンサルタントは、業務内

容に基づき作成するガイドライン等を、当該 SC に対して提出し、発表や検討を行うことが求められる。

(6) 他ドナー等との連携

本プロジェクトでは、類似する活動を行っている他ドナー等との連携が極めて重要である。特に、ドイツの援助機関である GIZ が、SADC-FANR に対して協力を行っており SADC 森林戦略に基づき、気候変動と越境保護区管理に関する活動を行っている。JICA と GIZ の間においては、双方が連携して SADC 森林戦略に対して貢献していくことを確認している。また、効果的な協力を行う為、SADC 加盟各国における他ドナーの活動についても重複を避け、効果的な連携を図るよう留意が必要である。

(7) JICA 本部からのモニタリング調査団への対応

JICA は必要に応じ、案件の進捗状況モニタリングのための調査団を本部から随時派遣する。同調査の実施に当たっては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等（「7. 成果品等」を参照）を整理・提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与すること（例：現場視察の調整・同行、先方関係者との調整等）。

(8) 各成果における成果品

本業務の成果品としては、各成果に対応し、加盟国の優良事例や、域内の複数カ国で共有可能な取り組みやテーマについて、研修やワークショップを通じて事例共有や能力向上を図りながら、成果 1 については SADC 地域森林情報システムガイドライン、成果 2 については SADC 地域森林火災管理ガイドライン（国家・地方政府の森林火災管理関連部分）を作成することを想定している。本業務の実施にあたっては、これら成果品の取り纏めを念頭に、それに必要なワークショップや行動計画の策定および実施の支援、関係機関との調整などを実施する。

特に成果 2 のガイドライン策定に際しては、森林分野の関係者だけでなく、農林業、資源など他分野の土地利用者とも情報共有を図ること。

6. 業務の内容

業務の内容は、「2. プロジェクトの概要」に記載の活動 1. 1、1. 2、1. 4 及び 2. 1、2. 3 に関して、以下の内容を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的、効率的な方法をプロポーザルで提案すること。

なお、以下に記載する「活動」については、後述の「第 3 業務実施上の条件-

4. 参考資料等」含まれる「PDM（英語版）」、R/D 添付の P/O 等に基づいて記載しているが、本プロジェクトの開始後に長期専門家及び C/P と確認すること。

(1) 業務全体に関する事項

ア 業務計画書の作成

本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、本プロジェクトの全体像を把握し、以下に示す各業務における留意点及び必要となる作業を勘案して業務計画書案（全体期間及び各期分）を作成し、JICA からのコメントを踏まえて必要に応じて修正して最終化し、提出する。

また、現地においては業務計画書を基にインセプション・レポート案を作成し、長期専門家及び C/P と協議のうえ、必要な修正を行い最終化して JICA に提出する。

イ 域内研修/ワークショップ

上述の「5. 実施方針及び留意事項」及び後述の「6. 業務の内容（2）成果ごとの活動」に記載のコンサルタントにて実施予定の域内研修/ワークショップに関しては、成果 1 に関して 6 回、成果 2（活動 2.1 部分）に関して 4 回行うことを想定している。プロポーザル時点では、域内研修/ワークショップの開催 1 回あたり 500 万円（研修/ワークショップの参加者の旅費（外国及び内国）及び会場借上費に係る経費。内訳不要）を計上することとし、必要に応じて契約変更を行う。

各域内研修/ワークショップについては、全 3 グループを対象とし、グループ毎に実施することを想定している。ただし、効率的な実施のため、内容によっては、複数のグループ合同や他の活動や他の成果との合同の開催とするなど、効率的な実施を工夫すること。

また、開催場所は、ボツワナ以外での開催の可能性もあるが、プロポーザル時点では、ボツワナにおいて開催される想定でコンサルタントの旅費を見積もることとし、必要に応じて契約変更を行う。

ウ パイロット活動の実施支援

域内研修/ワークショップや地域ガイドラインを踏まえて、加盟各国において行われるパイロット活動に対しても支援を行う。コンサルタントは、成果 1 全体及び成果 2 の一部（活動 2.1 部分）に関するパイロット活動支援を担当する。現時点で想定されるパイロット活動は以下の通りであるが、具体的なパイロッ

ト活動の内容は加盟国から提出される活動計画によるため、プロポーザル時点では、成果1に関するパイロット活動支援として、300万円×3件(計900万円)、成果2に関するパイロット活動支援として、300万円×3件(計900万円)を見積もりに計上する(内訳不要)こと。

成果1では、地域森林情報システム(RFIS)に加盟国が自ら入力することを目標に、加盟各国の現状に応じて、国家森林情報システム(NFIS)の開発・改善を行う。複数の加盟国(3か国を想定)にてNFIS開発・改善のパイロット活動を実施する予定であり、パイロット活動の実施を希望する加盟国は、活動計画をSADC事務局及びJICA専門家(長期専門家及びコンサルタント)で構成されるプロジェクト・マネジメント・ユニット(PMU)に提出する。PMUはその中から3件程度を選考する。コンサルタントは、担当する成果1及び2(活動2.1部分)に関して、選考基準の作成及び選考に関与する。なお、パイロット対象国の選定方法は成果2及び3も同様であり、パイロット活動への支援が特定の国に偏らないように留意する。

なお、国家森林インベントリー(NFI)については、域内研修や域内ワークショップでリモートセンシング技術や既存情報の利活用を通じた情報整備手法など実施方法についての研修や共有は行うものの、パイロット活動においては、直接的な支援は行わない。

成果2の活動は、国家・地方政府レベルと住民レベルの森林火災管理に大別される。コンサルタントは、前者に関するパイロット活動を担当し、先進火災情報システム(AFIS)¹の利活用を中心とした国家・地方政府レベルでの森林火災対策に関する支援を行う。パイロット活動は、成果1同様に3か国程度で実施する予定である。

なお、成果2の後者の活動である住民レベルの森林火災管理に関するパイロット活動に関しては、長期専門家及びローカルコンサルタントが担当し、成果3の参加型森林管理²と同様に以下の地域グループ毎での実施が検討されている。

¹現在、南部アフリカ地域の原野火災に関する検知、危険度、焼失面積等の情報は、米国 Aqua、Terra 両衛星に搭載された MODIS センサーからのデータを、南ア科学産業研究評議会(CSIR)にあるメラカ研究所(Meraka Institute)が「先進火災情報システム(AFIS)」と呼ばれるものに加工・調製して掲載し、EUの支援下で稼働している MESA の衛星通信回線で SADC 加盟各国に準リアルタイムで配信しているが、受信端末の設置機関は、森林当局、環境当局、公園当局等まちまちの状況であり、また、地方住民まで必ずしも情報が伝わっていない。

²成果3においては、森林区分毎(共有林・保護林・産業林)の優良事例と課題を網羅する地域ガイドライン案を策定し、その中で、森林区分を横断する課題ごとの取り組みとして(例: Co-Management 制度、利益分配制度、土壌侵食対策)、その検証のため、パイロット活動を実施する。

- 1) 南 SADC グループ：南アフリカ共和国、スワジランド、レソト
- 2) KAZA (Kavango Zambezi Transfrontier Conservation Area) グループ：ナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、アンゴラ、コンゴ民主共和国、ザンビア、マラウイ
- 3) 東 SADC グループ：モザンビーク、タンザニア
- 4) 島しょグループ：マダガスカル、セーシェル、モーリシャス

エ 資機材調達等に係る業務

本プロジェクトにおいては、これまでの技術協力プロジェクトにより供与した機材を活用することを前提としているが、コンサルタントは業務開始後に長期専門家及び C/P と追加で調達が必要な機材の有無及び必要性が認められる機材（ソフトウェア含む）、数量、仕様等について JICA に機材計画案を提出する。同計画案では、JICA 調達分とコンサルタント調達分を分けて提案することとし、コンサルタント調達分については、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012年4月）」に基づいて調達・管理を行う。

オ 会議への参加

本プロジェクトの円滑な実施のため、コンサルタントは、プロジェクト合同調整委員会（Joint Coordination Committee：JCC）会議等の会合に協力すること。会議の開催計画、加盟各国との調整、及び費用負担は長期専門家が主体となっており、コンサルタントは業務に関連する部分において情報や資料の準備並びに報告を行うこと。会議は、加盟各国持ち回りでの実施も検討されているが、プロポーザル時点では、ボツワナにおいて、半期に1回開催される想定でコンサルタントの旅費を見積もりに計上し、会議の開催場所等が決定した段階で必要に応じて契約変更を行う。

カ 国際会議等への参加、広報活動

本プロジェクトの取り組みを、UNFCCC、生物多様性条約（UNCBD）の COP 等の国際会議や国際ワークショップを活用して情報発信することは、広報の観点に加えて C/P の能力強化の観点、さらに本業務へ有益な情報とフィードバックを得るという目的からも重要であり、国際会議等への参加については長期専門家と相談の上で決定することとする。（プロポーザル時点では国際会議等への参加経費については見積もりには計上せず、参加が決定した段階で必要に応じて契約変更を行う。）

また、国際会議以外でも積極的にプロジェクトの広報活動に協力すること。

キ モニタリング

コンサルタントは、JICA 所定のモニタリングシートを活用し、長期専門家及び C/P とともに日常的に事業モニタリングを行うこととする。その際のモニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している業務を包含する。コンサルタントは、これら業務を長期専門家及び C/P と共同で実施・確認すること。

モニタリングシートは、「7. 成果品等」に記載されるとおり、6 か月毎の頻度で長期専門家及び C/P 機関と共同で作成し、JICA ポツワナ支所に提出することとする。

(2) 成果ごとの活動

本業務では、成果 1 及び 2 の以下の活動のうち、「コンサルタント主体で実施する」にチェック (✓) している活動を実施する。

	想定される活動時期		長期専門家及びコンサルタントの業務分担	
	第 1 期	第 2 期	コンサルタント主体で実施する	長期専門家主体で実施する
成果 1 に係る活動				
1.1. 加盟国の国家森林情報システムを調和させる。				
(1) 加盟各国において、国家森林情報システム (NFIS) や国家森林インベントリー (NFI) に関する現状やニーズ等に関する調査を行う。	✓			✓
(2) 上述の調査結果を踏まえ、加盟 15 カ国を、NFIS 及び NFI の能力・進捗に応じて、3 グループ程度に分類する。	✓			✓
(3) SADC 地域森林情報システムに対してデータを提供するという観点から、上述の各グループに対して行うべき研修の支援内容を検討する。この際、外部資金申請の方法に関する講習を研修内容に含めることとする。また、必要に応じて、加盟各国に対して追加調査を行う。	✓		✓	
(4) 加盟各国を集めた域内ワークショップを実施し、上述の支援内容について協議・合意する。	✓		✓	

(5) 合意した支援内容に基づき、域内研修を実施する。		✓	✓	
(6) 各国の現状に応じて、パイロット活動として、各国における国家森林情報システム (NFIS) の開発・改善を行う (3 か国程度)。		✓	✓	
(7) 日本やアジア等の先進事例について紹介する域外研修を実施する。	✓			✓
1. 2. SADC 地域森林情報システムを開発する。	/	/	/	/
(1) 既存の SADC 地域森林情報システム (SADC-RFIS) の内容を把握する。	✓			✓
(2) SADC-RFIS において必要となる情報の種類と基準、及び各国情報の SADC-RFIS への統合メカニズムを検討し、SADC-RFIS ガイドライン (利用・運営管理のためのマニュアル及び設計書) のドラフトを行う。		✓	✓	
(3) 加盟各国を招集し、上述のメカニズム及びガイドラインを協議するためのワークショップを開催する。その結果を、反映させることにより SADC-RFIS ガイドライン (利用・運営管理のためのマニュアル及び設計書) を策定する。		✓	✓	
(4) SADC-RFIS ガイドラインに基づき、各国 NFIS から、SADC-RFIS にデータ提供を行う仕組みを確立する。		✓		✓
1. 4. 森林情報システムに関する加盟国の能力強化を実施する	1. 1 (5) に含めての中で併せて実施する。			
成果 2 に係る活動				
2. 1. 原野火災の予知、拡大回避、消火のための国家・地方政府の活動と能力に関連した、利用可能な情報と技術を統合する。	/	/	/	/
(1) 加盟各国において、中央政府や地方政府レベルの原野火災関連の既存活動やニーズ等について調査を行う。その際、衛星データの活用状況等も確認する。	✓			✓
(2) 上述の調査を踏まえ、加盟 15 カ国を、先進火災情報システム (AFIS) 利用を中心とした国家・地方政府レベルの原野火災の予知、拡大回避、消火に対する能力・進捗に応じて 3 グループ程度分類する。	✓			✓
(3) 地域の森林火災対策のための SADC 地域森林火災管理 (SADC-RFFM) ガイドラインを策定することを念頭に、各国が AFIS を活用することを中心として、上述の各グループに対して行うべき域内研修内容を検討する。この際、必要に	✓		✓	

応じて、加盟各国に対して追加調査を行う。				
(4) 加盟各国を集めたワークショップをグループ毎に実施し、上述の研修内容について協議・合意する。	✓		✓	
(5) 合意した支援内容に基づき、グループ毎に地域研修を実施する。		✓	✓	
(6) 各国の現状に応じて、パイロット活動として、各国における AFIS 利用の開発・改善を行う（3 か国程度）。		✓	✓	
(7) パイロット活動の結果を踏まえ、SADC 地域森林火災管理ガイドライン（国家・地方政府の森林火災管理関連部分）のドラフトを行う。また、本ガイドラインでは、各国が取り組むべき国家森林火災管理行動計画の策定ガイドラインも盛り込むこととする。		✓	✓	
(8) 加盟各国を招集し、上述のガイドラインを協議するためのワークショップを開催する。その結果を、反映させることにより SADC 地域森林火災管理ガイドライン（国家・地方政府の森林火災管理関連部分）の最終化を行う。		✓	✓	
2.3. 総合森林火災管理のための国家及び越境行動計画を開発/改良する。	2.1 (7) 及び(8) の中で併せて実施する。			

本プロジェクトの活動 1.1、1.2、1.4、2.1、2.3 における活動の種類（域外研修、域内研修/ワークショップ、ガイドライン策定、パイロット活動等）における長期専門家との分担は以下の通り想定している。

ただし、全体として2016年7月に予定されている第2回プロジェクト合同調整委員会（JCC）の結果を踏まえて、活動計画に多少の変更の可能性があり、その場合には、必要に応じて契約変更にて対応する。

活動 1.1、1.4：加盟国の国家森林情報システム関連（加盟各国を技術レベルに応じて3グループに分けての活動想定）

活動の種類（対象グループ）	分担	
	コンサルタント	長期専門家（ローカルコンサルタントを含む）
域外研修/ワークショップ （技術レベルの高い1グループ向け）		○
域内研修/ワークショップ（全3グループを対象としグループ毎に実施することを想定）	○	
地域ガイドラインの策定	○	

研修/ワークショップ及びガイドラインを踏 まえた各国におけるパイロット活動への支 援（全3グループ対象）	○	
------------------------------------------------------------	---	--

活動 1.2：SADC 地域森林情報システム関連（加盟各国を技術レベルに応じて3グループに分けての活動想定）

活動の種類（対象グループ）	分担	
	コンサルタント	長期専門家（ローカルコン サルタントを含む）
域内研修/ワークショップ（全3グループを 対象としグループ毎に実施することを想定）	○	
地域ガイドラインの策定	○	

活動 2.1、2.3：国家・地方政府の森林火災対策関連（加盟各国を技術レベルに応じて3グループに分けての活動想定）

活動の種類（対象グループ）	分担	
	コンサルタント	長期専門家（ローカルコン サルタントを含む）
域外研修/ワークショップ（技術レベルの高 い1グループ向け）		○
域内研修/ワークショップ（全3グループを 対象としグループ毎に実施することを想定）	○	
地域ガイドラインの策定	○	
研修/ワークショップ及びガイドラインを踏 まえた各国におけるパイロット活動への支 援（全3グループ対象）	○	

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。報告書等は案を JICA に提出し、そのコメントを踏まえて最終化して JICA に提出する。第 1 期及び第 2 期における成果品は、以下のうち業務完了報告書（第 1 期、最終）とする。

年次	報告書名	提出期限	部数
----	------	------	----

第1期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約日から起 算して 10営業日以内	和文2部 報告書のCD-ROM(和)
	インセプションレポート	業務開始から1 ヶ月以内	英文20部(先方へ18部) 報告書のCD-ROM(英)
	モニタリングシート(第1期①)	2016年12月上 旬	英文1部及び報告書の電子データ(英)
	モニタリングシート(第1期②)	2017年5月中 旬	英文1部及び報告書の電子データ(英)
	業務完了報告書(第1期)	2017年5月中 旬	和文2部 英文20部(先方・他ドナーへ18部) 報告書のCD-ROM(和・英)
第2期	業務計画書(第2期)	2017年7月下 旬	和文2部 英文20部(先方へ18部)
	モニタリングシート(第2期①)	2017年12月中 旬	英文1部及び報告書の電子データ(英)
	モニタリングシート(第2期②)	2018年6月中 旬	英文1部及び報告書の電子データ(英)
	モニタリングシート(第2期③)	2018年12月中 旬	英文1部及び報告書の電子データ(英)
	モニタリングシート(第2期④)	2019年6月中 旬	英文1部及び報告書の電子データ(英)
	モニタリングシート(第2期⑤)	2019年12月中 旬	英文1部及び報告書の電子データ(英)
	業務完了報告書(最終)(案)	2020年3月下 旬	和文2部 英文20部(先方へ18部) 報告書のCD-ROM(和・英)
	業務完了報告書(最終)(要約 を含む)	2020年5月中 旬	和文2部 英文20部(先方へ18部) 報告書のCD-ROM(和・英)

*モニタリングシートについては長期専門家と合同で作成、長期専門家よりJICAに提出。

なお、各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたってはJICAと受注者で協議、確認する。

1) 業務計画書

共通仕様書第6条に従って作成。

2) インセプションレポート

項目は上記1) 業務計画書に同じ。付属資料として R/D、ミニッツ等を添付する。

3) モニタリングシート

「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成。

4) 業務完了報告書

業務完了報告書（第1期）については、第1期の活動に関し、また第2期契約終了時においては、第2期の履行期間開始から履行期間終了時までの期間を対象（ただし、第1期契約の業務内容の要旨を含む）とし、下記事項を含むものとする。

- ア. 業務実施方法（内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点及びその理由）及び、プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- イ. 協力の成果（プロジェクト目標達成度、当該機関の成果達成状況、成果品等について概要を説明する）
- ウ. 次年次または後半の活動方針及び、上位目標達成に向けての提言
- エ. 相手国との会議議事録、その他関係機関との会議議事録等
- オ. 業務実施機材の譲渡品目リスト
- カ. 収集資料一覧表（機構様式）
- キ. その他必要事項（技術移転実施状況等）
- ク. 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない）
 - ① 業務フローチャート
 - ② 業務人月表
 - ③ その他活動実績

(2) 技術協力成果品

受注者が直接もしくは受注者が C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たってはそれぞれの完成年次の業務完了報告書に添付して提出する。

報告書名	部数
------	----

SADC 地域森林情報システムガイドライン（利用・運営管理のためのマニュアル及び設計書）	和文要約 2 部 英文 20 部（先方・他ドナーへ 18 部） CD-ROM（和・英）
SADC 地域森林火災管理ガイドライン（国家・地方政府の森林火災管理関連部分）	和文要約 2 部 英文 20 部（先方・他ドナーへ 18 部） CD-ROM（和・英）

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して翌月の月上旬に JICA（地球環境部、ポツワナ支所及びプロジェクト専門家）に提出する。冒頭には調査の進捗状況が一読してわかるよう要約をつけるとともに、各月の調査進捗状況が一読してわかるように努めること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（A4、数ページ程度）
- 2) 活動に関する写真（A4、1 ページ程度）
- 3) 業務フローチャート（A3、1 ページ程度）

(4) 報告書作成の仕様

報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、業務完了報告書以外は簡易製本（ホッチキス止めでも可）とする。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用されるデータ及び情報については、その出典を明記する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

第1期については2016年6月～2017年6月、第2期については2017年7月～2020年6月の予定で業務を行う（2017年6月を目途にプロジェクト前半の活動を踏まえ、後半の活動を検討する予定のため、2017年6月にて契約を分ける想定）。それぞれの契約終了日の1か月前を目安に各期の業務完了報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：全体 58.00MM

うち第1期 16.00MM

(2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成分野は以下を想定している。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

1) 総括／森林情報（2号）

2) 森林火災管理（3号）

3. 対象国の便宜供与

SADC事務局は、長期専門家と同様に、オフィススペースの貸与を行う。また、加盟各国において業務を行う場合には、JICA ボツワナ支所または地球環境部より、必要に応じて、各国のJICA 在外事務所に対して便宜供与依頼を行う。

4. 参考資料等

(1) 配布資料

- ・ SADC 森林議定書
- ・ SADC 森林戦略
- ・ 「技術協力等モニタリング執務要領」（2014年2月）
- ・ 詳細計画策定調査報告書

(2) 公開資料 (JICA Web サイトより入手可)

- ・南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト：

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/3834e8008371f18049256caf000aeb5e/8f0fb6989854b78c49257cfb0079d808?OpenDocument>

- ・気候変動対策のための南部アフリカ森林管理に係る情報収集・確認調査最終報告書：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12115192.pdf>

- ・ボツワナ国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト：

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWVDocSearchX/8EF6D9964D227C1E49257B410079E789?OpenDocument>

- ・コンゴ民主共和国「持続可能な森林経営及び REDD プラス促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」：

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/90A267556A2B5213492579FB0079DDCF?OpenDocument>

- ・モザンビーク「REDD+モニタリングのための持続可能な森林資源情報プラットフォーム整備プロジェクト」：

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/53fd83da94a4ed4949257b210079dd89?OpenDocument>

- ・マダガスカル「ムララノクロム総合環境保全・農村開発促進手法開発プロジェクト」：

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/E00F0E7FCCFA5C00492576320079DA4B?OpenDocument>

- ・マラウイ「シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト」：

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VW02040134/1CF8F9DF82B608EE49257AED0079DB32?OpenDocument>

- ・COMIFAC 諸国における生物多様性保全・利用および気候変動対策促進プロジェクト：

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/eb02cbf8c6b0571a49257e340079d339?OpenDocument>

(3) 貸与資料

下記資料はJICA地球環境部自然環境第二チーム (Tel: 03-5226-9538) にて貸与します。

- ・第1回プロジェクト合同調整会議 (JCC) 議事録及び資料一式 (R/D 時点の PO を一部修正)
- ・プロジェクト活動に関する補足説明資料 (長期専門家作成)

・サブ活動も含めたプロジェクト活動と文仮訳

5. 経費の見積について

(1) 現地再委託

加盟各国に関する情報収集・取り纏め、域内研修/ワークショップ、及びパイロット活動の実施部分については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法を記載し、上記以外に再委託が必要な項目についてはプロポーザルにて、見積もりも含めて、提案すること（本見積もりに含める）。なお、上記の現地再委託については、以下の通り見積もりに計上する（内訳不要）。

ア 加盟各国に関する情報収集・取り纏め：50万円/国×5か国

イ 域内研修/ワークショップ：500万円/回×10回

ウ パイロット活動：300万円/国×6か国

具体的な委託内容・金額の目途が立った時点で必要に応じて契約を見直すこととする。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

(2) 機材調達

機材調達にかかる経費については、見積もり計上不要とし、必要機材が特定された段階で必要に応じて契約変更にて対応することとする。ただし、現時点で必要な機材が想定される場合は、プロポーザルにて提案すること。この場合は別見積もりにて見積もりを提出すること。

(3) 加盟各国での現地業務

本業務は、ボツワナのハボロネ市を拠点とするが、ボツワナ以外のSADC加盟国14か国での現地業務も実施する必要がある。このため、業務量の目途である全体58.00MMのうち、ボツワナでの現地業務の実施分としては一人当たり8MM（ボツワナでトータル16.00MM）程度を想定する。

域内の渡航回数については、第一期、第二期合わせて一人当たり16回程度を想定している。

(4) 通訳の備上

必要に応じ現地でのフランス語及びポルトガル語通訳の備上を認める（別見積とする）。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地 JICA 拠点や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同拠点と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

8. その他特記すべき事項

契約については、以下の 2 つの契約期間に分けて締結することを想定している。また、各期について、「6.業務の内容」における(1)業務全体に関する事項及び「(2)成果ごとの活動」で該当する活動番号も以下に記載の通り想定している。

第 1 期契約：2016 年 6 月～2017 年 6 月

(1) 「(1) 業務全体に関する事項」で該当する項目

- ア 業務計画書の作成
- イ 域内研修/ワークショップ
- エ 資機材調達等に係る業務
- オ 会議への参加
- カ 国際会議等への参加、広報活動
- キ モニタリング

(2) 「(2) 成果ごとの活動」で該当する活動番号

1. 1. 加盟国の国家森林情報システムを調和させる：(3)、(4)
2. 1. 原野火災の予知、拡大回避、消火のための国家・地方政府の活動と能力に関連した、利用可能な情報と技術を統合する：(3)、(4)

第2期契約：2017年7月～2020年6月

(1)「(1) 業務全体に関する事項」で該当する項目

- ア 業務計画書の作成
- イ 域内研修/ワークショップ
- ウ パイロット活動の実施支援
- エ 資機材調達等に係る業務
- オ 会議への参加
- カ 国際会議等への参加、広報活動
- キ モニタリング

(2)「(2) 成果ごとの活動」で該当する活動番号

- 1.1. 加盟国の国家森林情報システムを調和させる：(5)、(6)
- 1.2. SADC 地域森林情報システムを開発する：(2)、(3)
- 2.1. 原野火災の予知、拡大回避、消火のための国家・地方政府の活動と能力に関連した、利用可能な情報と技術を統合する：(5)、(6)、(7)、(8)

なお、契約期間分けについては、上記にこだわらず、複数年度契約を含め、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて理由とあわせて提案することを可とする。

以上